

令和2年4月16日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

**本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」の具体的な運用について**

平素は本市介護保険事業の運営に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日付厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（別紙参照。以下「国事務連絡第6報」という。）が発出されたところです。国事務連絡第6報に関して、本市へのお問い合わせが多い事項について、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントについても、国事務連絡第6報及び下記運用に基づいて取り扱います。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

**国事務連絡第6報 問1関係**

通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。以下、同じ。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

**<国回答>**

通所系サービス事業所が、休業の要請を受けて、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1を参考にされたい。なお、対応にあたっては、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟に検討されたい。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

## ＜本市における具体的な運用＞

本取扱いについては、京都市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを含め、令和2年4月1日付「本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の具体的な運用について」（京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）でお示した訪問による代替サービスの取扱いに準じて取り扱ってください。

電話による代替サービスであっても、報酬を算定する以上は、当然に利用者の自己負担が生じることになるため、必ずあらかじめ利用者の同意を得てから実施してください。

1回の電話につき、サービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満の報酬区分）の算定を可能とします。1日に2回電話をした場合は、サービスの最短時間の報酬区分を2回分算定することが可能です。

ただし、この取扱いはあくまでも既存のサービスの代替であるため、居宅サービス計画及び個別サービス計画で設定されている目標を達成するための内容でなければならず、体調確認等だけでは算定はできません。例えば、運動を計画に位置付けている場合は、自宅での運動の状況の確認や、運動メニューの提案、適切な助言等を行う必要があります。

加算については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1のとおり、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。ただし、加算の算定要件に沿った内容の確認や助言を電話で行ってください（例えば、栄養改善加算であれば、食事内容の確認や助言を行う等）。

なお、居宅サービス計画で位置付けられた通所介護の利用日数及び1日あたり利用時間の範囲内で電話でのサービスを実施する場合は、通所系サービス事業所が利用者に対して代替サービスの実施を説明して同意を得ていることを前提として、居宅サービス計画書の変更は必要ありません。

### 国事務連絡第6報 問2関係

問1の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

## ＜国回答＞

通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様である。

## ＜本市における具体的な運用＞

問1の運用と同様に取り扱います。